

令和 7 年 第 1 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 1 月 10 日（金）

午後 4 時 01 分から午後 4 時 39 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	欠
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	欠	欠
吉利 健	欠	中塘 万格人
欠	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

田尻 かほる

農地利用最適化推進委員

河野 道也

上田 誠

早川 一伸

近藤 洋之

田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 4 時 01 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 6 議案第 4 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 4 時 01 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 それでは皆さま新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。それではただ今から令和 7 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願い致します。昨年末から蔓延しています感染症によりまして、元旦早々から親族が 40 度近くの熱が上がりまして、隔離をして他の家族は感染をしなかったんですが、どこで感染するかわかりませんので、皆さんどうか気を付けて頂ければと思います。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開催致します。よろしく申し上げます。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、13 番 本田久委員、 1 番 村山安次委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 1 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
申請番号 2 番は、	三角 1	中田委員より
申請番号 3 番は、	三角 4	富武委員より
申請番号 4 番は、	6 番	河野公明委員より
申請番号 5 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 6 番は、	松橋 4	澤村委員より
申請番号 7 番は、	12 番	北岡委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買です。受人と渡人は共同で作業をされておりましたが、渡人の親御さんが高齢となり介護するという事になり今回の申請となっております。受人は取得後においても効率的に利用されることと認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

中田推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与となっております。

受人と渡人は友人関係にありまして、渡人の方が 5・6 年前から体調を崩され管理されていた果樹園も受人の方が手伝いという形で管理されています。申請地は果樹園の隣で、申請地を自由に使って欲しいと渡人から申出があったそうです。機械の所有状況、また、果樹園の管理状況をみても適切に管理されるものと思われます。どうぞよろしくお願いします。

富武推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。受人は 10 年程前から、渡人の畑地を耕作しておられ、申請地はその畑の隣になります。場所は〇〇町〇〇を〇〇方面に走り、〇〇がありますがそこから 100m 程走った所から尾根伝いに 1 km ほど上りあがった所です。申請地の隣にはみかん畑を耕作されておられますが適正に管理され、また、受人は〇〇〇など入れられるなど息子さん夫婦と共に果樹園経営をなされております。許可は可能かと思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

河野公明委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。受人はご両親と共に〇〇をされておりまして、以前よりこの土地を飼料作物用に利用をされておりましたが、渡人の方から県外

でありますし、是非買っては頂けないかという事による売買となっております。受人の機械所有状況、利用状況、それと地域との調和要件も何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

橋本委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は規模拡大ということになっております。受人は畑を作っておられまして、その中に渡人の畑が〇〇〇㎡入っている、細長い畑が入っているとそこを相談した所、渡人からいいですよと気持ちよく言って頂いたので今回の売買の契約となりました。周りは全部、受人の畑ですので何ら問題はないと思います。よろしく審議申し上げます。

澤村推進委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。受人は以前からこの場所でニンニクを栽培されており、今回渡人から買い取ってくれという依頼がありましたので、今回売買になりました。何ら問題ないと思われますので、審議の方よろしく申し上げます。

北岡委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買です。受人は〇〇市内に〇〇などの〇〇〇を運営しておられ、その一環として以前から売りに出されておりました宅地に現在、動物との触れ合い牧場を開設し、従業員と共に馬・山羊を飼育され、定期的に触れ合い体験やイベント等を開催されております。

牧場となった宅地の所有者は今回申請された農地と同じ所有者で農地の売却についても希望されておりました。

受人も牧場と併せて子どもたちに農業体験をさせたいとの考えもあり、農地も近くにあることから今回購入することとなりました。水田に関しては昨年まで、〇〇が水稻を作付けされており農地の問題はありません。

また、かけ干しを考えておられ面積も〇反程あり労力も必要と思われるので、〇〇も巻き込んでやっていきたいとの事です。それと新規就農者ではありますが、実家が最近まで米を作っておられ機械はそれを譲ってもらうとの事です。

畑は長期間放置され、竹藪となっており害獣の隠れ場所となっておりまして、受人は伐採した竹をチップにして動物の敷き床等に使用し、後には野菜、栗、柿等を栽培する予定です。受人は〇〇代の若者で地域の区役等にも積極的に参加され、地元との関係も良好となっております。

最後に当地区のような中山間地域では今後過疎化に伴い、離農者も増えていく中で今回のような若い力が貴重であり、地域としてもできるだけサポートしていきたいと考えておりますので、今回の承認よろしくお願い致します。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 7 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 森田委員をお願いします。

森田推進委員 1 番と 7 番の関係が新規就農による売買とありましたが、7 番の方は地元の区役にも参加されている〇〇代の方で実家が農家という事で問題はないのかなと思いますけども、1 番の〇〇の方ですね、その辺の年齢とか農業にどう携わって来られたかとか、稼働数が二人、夫婦なのかとかその辺をお聞きしてからもう 1 回質問したいと思います。

議 長 それでは事務局の方からわかる範囲でお願いできませんか。

事務局 1 番の方は年齢は〇〇歳になります。農業に従事しようとしている方はご本人と奥さまのお二人という事になっております。軽トラ、普通トラック、耕運機も確保しているという事で申請はあがっております。

議長 よろしいでしょうか。

森田推進委員 はい。
実はうちも昨年からずっと〇〇代の夫婦がですね、今度 4 月に〇〇〇になる子どもを連れて新規就農しようかという相談がずっと昨年ありながら、本人達と話しながら本人達がどの程度の希望とか目標があって農業するのかなかなか 1 年間決まらなかったんですよ。だからそういう人達を他にもずっと相談を受けて、また、今月下旬にも体験研修に来る〇〇代がいるんですけども、とにかく新規就農して本当に地域の農村に住み着いて農業をすれば食料安全保障的な観点から自分達としては好ましいとは思いますが、過去の事例からみてなかなか一旦、農地を確保してやってその後問題になるケースもあるものだからですね、こういう新規就農者が来られた時の受け方というか、その辺もここ 4、5 年委員をしながら何回か言ってきましたけども、慎重に見極めてやる必要があるのかなと思ひまして、年代とか夫婦でやるのかとか自己資金をどのくらい持ってやるのかとか、農機具を持っているかどうかとか相談に委員さん是非のってもらいたいと思ひまして、質問というか意見を言った所です。村山委員よろしくお願いします。

場所は〇〇と〇〇の間の〇〇の〇〇〇号線沿いの反対側の場所になります。
ここには隣接して〇月位に審議頂きました〇〇の〇〇ができます。その〇〇の
駐車場として今度受人が購入されるという事です。現況としましては15、6年
前から耕作放棄地になった場所です。特に隣接同意等も問題ありません。現況
としても問題ございませんので、審議の程よろしくお願い致します。以上です。

野田推進委員 申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建
売住宅となっております。場所は、〇〇前東側の住宅地の中央にあたる所で
ございます。区長同意もとれております。審議方よろしくお願い致します。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお
願いします。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明申し上げます。転用目
的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番の〇〇〇番及び〇〇〇-〇番は、都市計画法に規定する用途地
域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能で
あると思われます。

申請番号1番の〇〇〇-〇番、〇〇〇番、〇〇〇番は、概ね500m以内に〇〇
支所があるため、農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能で
あると思われます。

申請番号2番及び3番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産
性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可
能であると思われます。 以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から3番について、説明がありましたが、案件につい
て何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起
立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 どなたか意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号1番から3番について承認される方の挙
手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、申請番号1番から3番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 3 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和7年1月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案18ページの所有権移転の申請番号401番及び402番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案の 18 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 1 件、売り渡すのが 1 件です。

合計面積は、畑が 438 ㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、各案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 3 号について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 3 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 4 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 4 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 4 号、農地・非農地の判断について

宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。

申請番号 2 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員

はい。

議 長

森田委員お願いします。

森田推進委員

こういう非農地証明が出た場合にぐるっと囲まれた真ん中のこの〇〇〇〇-1 とか、下に狭いのが 2 筆ありますけれども、ここがもし農地だったら道路が見える所から〇〇〇〇-1 の畑の辺りには何か農地として利用されているのかどうかという事を心配しながら見た所ですけども、こういう事案が出た時に私たち委員として、現地をおそらく見られと思いますのでどういう状況か周辺含めて、この真ん中が農地としてまだ生きているのかどうかということはどうだったのでしょうか。

議 長

事務局お願い致します。

事務局

総会資料の 8 頁の下欄で真ん中の〇〇〇〇-1 の地目については山林となっていて、雑木が茂っている状態で農地として利用されている状況ではありませんでした。以上です。

議 長

ありがとうございます。

他にどなたか意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 4 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第4号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いします。

事務局 21 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思えます。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了しました。
これをもちまして、令和 7 年第 1 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 4 時 39 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。